染井霊園墓所返還特例制度

お申し込みは　２０２７年３月３１日　まで受け付けています

染井霊園再生事業において墓所返還特例制度を実施しています

使用者の方は、工事費用を負担することなく、墓所をご返還いただくことができます。

・新しいお墓を別の場所に建てたので、染井霊園の『**お墓じまい』をしたいが、工事費用が負担である。**
・お墓を継ぐ人がいないので、**永代のお墓を探している。**
・お墓の手入れが大変なので、**管理の必要が無いお墓を使用したい。　　など**

本制度を利用して工事費用を負担することなく墓所を返還することができます。
ご返還後の跡地は、広場整備に伴いご移転いただく墓所の移転先や新規公募墓所となります。

※ 通常、お墓の使用を終了する時には、使用者の方のご負担で、現在使用中の墓所を更地に戻す工事が必要となります。
※ 更地に戻す工事とは、お墓として使用していた場所を東京都へ返還する際に必要となる、墓石撤去等の原状回復工事のことです。
※ この特例制度を利用した場合、更地に戻す工事は、使用者の方に代わり、東京都が実施します。

納められているご遺骨は

引き続き染井霊園を希望される場合　・・・　東京都が管理する「染井霊園合葬式墓地（立体埋蔵施設）」で、ご遺骨をお預かりします。
小平霊園、八柱霊園を希望される場合　・・・　東京都が管理する「合葬式墓地（直接共同埋蔵）」で、ご遺骨をお預かりします。
民間霊園・寺院等を希望される場合　・・・　使用者の方へ直接、染井霊園内にてご遺骨をお引き渡しします。

※ 現在のお墓に納められているご遺骨は、東京都が墓所の掘削工事を行い、現在のお墓からお出しします。
※ 今後整備する合葬式墓地は、現在の合葬式墓地とは異なる構造等になる場合があります。

「染井霊園合葬式墓地（立体埋蔵施設）」とは（特例制度において使用する場合）

・ ご遺骨を永代にわたり埋葬します。　・ 使用料、管理料は不要です。　・ お墓の管理が不要です。
・ 納骨できるご遺骨は、現在のお墓に納められているご遺骨の全てと、使用者の方とその親族のご遺骨（合計３体まで）です。

※ その他、一定の使用条件があります。詳細は、お申し込みの際にご確認ください。

申し込み～墓所返還までの手続き

① 申し込み　・・・　お電話でお申し込みください。（お申し込みを受け付けた順に「受付番号」を交付します。）
【電話０３－３８２１－６９６６ ／ 東部公園緑地事務所】 平日 9:00～17:00
※お電話をご使用いただけない場合は、東部公園緑地事務所または染井霊園管理所にて、直接、ご相談いただくことができます。
※お申し込み～契約年度までの間は、引き続き「管理料のお支払」及び「ご自身の墓所管理」が必要になります。

② 契約　・・・　受付番号順に、東京都からご連絡し、契約を締結します。

③ 原状回復工事　・・・　東京都が実施します。

④ 改葬（墓所返還）　・・・　「染井霊園合葬式墓地（立体埋蔵施設）」へ納骨 または 使用者の方へ直接ご遺骨を引き渡します。

※ 現時点で多数のお申し込みがあるため、「① 申し込み」のご連絡をいただいてから「② 契約」以降の手続きに入るまでに、数年お待ちいただいておりますので、ご了承ください。（申込時期により、相当年数をお待ちいただく場合があります。）

受付期間

お申し込みは **２０２７年３月３１日** まで受け付けています。

申し込み先 ／ 問い合わせ先

お申し込み／この特例制度に関すること　・・・　東京都東部公園緑地事務所（上野公園内）工事課 霊園再生担当
【電話０３－３８２１－６９６６】 平日 9:00～17:00

承継手続などの墓所の使用に関すること　・・・　染井霊園管理所
【電話０３－３９１８－３５０２】 年末年始を除く 8:30～17:15

墓所返還特例制度のイメージ

現在使用しているお墓（**一般埋蔵施設**）
使用者ご自身での管理が必要
管理料が必要

→ **墓所返還特例制度**

→ **染井・小平・八柱霊園内の合葬式墓地へ改**
お墓の使用料、管理料が不要
管理が不要

→ **民間霊園・寺院等のお墓へ改葬**

※ 墓所返還時の現状回復工事は、東京都が実施します。

※ ご遺骨は、使用者の方へ直接、染井霊園内にてお引き渡しします。

染井霊園 合葬式墓地（立体埋蔵施設）〔概要〕

特例制度において使用する場合

- ご遺骨を永代にわたり地下に埋蔵します。
- 埋蔵できるのは、現在のお墓に納められているご遺骨の全てと、使用許可後に発生する合計３体まで（使用者の方とその親族の合計）のご遺骨です。
- 使用料・管理料は不要です。　● お墓の管理が不要です。
- 使用場所（合葬式墓地）は、墓所返還特例制度の契約手続き順に、東京都において決定します。（個別の希望は承れません。）
- 焼香や献花は、合葬式墓地の敷地内に設けられた共同の線香台、献花台で行えます。
- 使用許可日から20年間は、家族壺（使用者ごとの個別の施設内カロート（納骨室））に埋蔵し、その後は共同埋蔵室（他の使用者の遺骨と共に埋蔵する施設内カロート）に埋蔵します。その際、家名板は取り外します。
- 使用許可日から20年を過ぎて埋蔵する場合は、最初（納骨時）から、共同埋蔵室に埋蔵されます。
- 使用許可時から、共同埋蔵室に直接、埋蔵することもできます。
- 納骨は職員が行います。（カロート部分へ立ち入ることはできません。）
- 施設に備え付けの名板には使用者の方の家名を、墓誌には埋蔵者の方のお名前（本名）を、刻字することができます。（使用許可後に発生する合計3体の墓誌への刻字費用は自己負担となります。）
- その他、一定の使用条件があります。

※ 染井霊園立体埋蔵施設（第3区）



※20年後は、施設敷地内に設置された共同埋蔵室に埋蔵
※合葬式墓地の構造等は、イメージとは異なる場合があります

申し込み～墓所返還までの手続き（詳細）

① 申し込み

- **お電話でお申し込みください**　【電話０３－３８２１－６９６６ ／ 東部公園緑地事務所】 平日 9:00～17:00

＊お申し込みの受け付け順に「受付番号」が交付され、数日後に「受付確認書」が郵送でお手元に届きます。

＊ **お申し込み～契約年度までの間は、引き続き「管理料のお支払」及び「ご自身による墓所管理」が必要になります。**

申し込み後の注意事項

- 契約後にご親族間でトラブルにならないよう、墓所を返還することについて、事前に充分にお話し合いのうえ、了解を得てください。
- 使用者（名義人）が故人となっている場合は、霊園管理所等にて、承継申請手続（名義変更）を済ませてください。
- 墓所内の樹木等が隣接墓所に影響を及ぼしている場合は、当該樹木等の伐採、根切り等の措置及び隣接墓所の墓石や囲障等の補修をご自身で行ってください。　など

※トラブルが発生した場合には使用者自身でご対応いただくこととなります。

▼ 順番まで、お待ちいただきます

② 契約

- **「受付番号」の順番になると、東京都から連絡があります。**

＊契約の手続きと合わせて、埋蔵・埋葬されている方のお名前等の確認があります。
＊契約の手続きは郵送等にて進められ、「契約書」等も郵送等でお手元に届きます。
＊東京都の基準に基づく「祭祀補償料」等が東京都から使用者の方へ支払われます。（祭祀等の実費額ではありません。）
＊小平・八柱霊園合葬式墓地（直接共同埋蔵）にも、ご遺骨を埋葬することは可能ですが、今後、墓所返還特例制度の契約締結時点における各埋蔵施設の受け入れ状況により、これらの施設をお選びいただけない場合があります。

▼ 順番まで、お待ちいただきます。

③ 原状回復工事（東京都が行う代行工事）

- **「工事」の順番になると、東京都から連絡があります。**

＊工事開始前に、現在ご使用中の墓所の立会確認があります。（任意）

▼

④ 改葬（墓所返還）

- **【染井・小平・八柱合葬式墓地（小平・八柱霊園は直接共同埋蔵）へ納骨する場合】は、納骨時の立会いがあります。（任意）**
- **【民間霊園・寺院等へ納骨する場合】は、使用者の方へ直接、染井霊園内にてご遺骨が引き渡されます。**

＊改葬（既に納骨されているご遺骨を別の墓所等に移すこと）の際に必要となる豊島区への手続きは、使用者の方に代わり東京都が行います。
＊改葬の際に、祭祀（僧侶等を手配されての供養等）をされる場合は、ご自身での手配となります。また祭祀補償料との差額はご自身の負担となります。